

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設

} の皆様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する告示の改正について

日頃から本市の福祉行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 6 月 30 日、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」という）に関する告示が改正されました。概要は以下のとおりです。

1 実践研修の受講に必要な実務経験について

サビ児管の研修体系については、令和元年度より、基礎研修、補足研修を修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としております。

例外として、以下の要件をすべて満たす場合は実践研修を受講するための実務経験（OJT）が「6ヵ月以上」となります。

要件 1：基礎研修受講開始時において既に実務経験要件を満たしている。

要件 2：実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービス事業所等において、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の業務に従事する。

要件 3：上記について、指定権者に届け出ている。

(要件 1 注意点)

- ・基礎研修受講開始時とは基礎研修の修了証に記載されている修了日とします。補足研修の修了日ではありません。
- ・実務経験要件とは相談支援業務 5 年以上又は直接支援業務 8 年以上を満たしていることです。（有資格者については通算 5 年又は 3 年に短縮あり）

(要件 2 注意点)

- ・OJTの開始（2年以上又は6ヵ月以上の期間の開始）は、基礎研修・補足研修の両方の修了者となった時点からです。

個別支援計画作成の業務には、以下のいずれかの場合が該当します。

- ・サビ児管のもとで、基礎研修・補足研修修了者が個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事する場合（いわゆる 2 人目サビ児管）
- ・やむを得ない事由によりサビ児管を欠いている事業所等において、みなしサビ児管として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合（やむを得ない事由によるみなし配置）
- ・令和 3 年度末までに基礎研修・補足研修を修了し、実務経験要件を満たした者が、みなしサビ児管として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合（経過措置のみなし配置）

(要件3 注意点)

- ・ 指定権者への届出方法については別紙を参照

2 やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置について

サビ児管がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験要件を満たす者をサビ児管とみなして配置する措置については、現行制度上、サビ児管の欠如時から1年間としております。

現行制度に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とします。

要件1：実務経験要件を満たしていること

要件2：サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修・補足研修を修了済みであること

要件3：サビ児管が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

(注意点)

- ・ やむを得ない事由によるみなし配置については、従前どおり、やむを得ない事由かどうかは指定権者にて判断となりますので、必ず事前にご相談ください。

3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サビ児管更新研修の受講に必要な実務経験として、以下の改正が行われました。

(現行制度)

サビ管の更新研修において、児発管の実務経験は要件として認められていない。

児発管の更新研修において、サビ管の実務経験は要件として認められていない。

(制度改正後)

サビ管の更新研修では児発管の実務経験を要件として認める。

児発管の更新研修ではサビ管の実務経験を要件として認める。

別紙 実践研修の受講に必要な実務経験（6ヵ月以上への短縮）の指定権者への届出について

（1）提出様式

○・・・必ず提出 △・・・該当時提出

○変更届

○実践研修受講に係る実務経験短縮の確認票

○該当者の経歴書（参考様式4）

○研修修了証の写し（基礎研修、補足研修）

○該当者の実務経験証明書（参考様式5）

基礎研修修了日における実務経験を証明してください。

△資格証の写し

実務経験年数を短縮する場合には該当する資格証の写しが必要です。

やむを得ない事由によるみなし配置を適用している事業所については、上記の書類のうち未提出の書類について提出してください。

様式はウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリに掲載してあります。

障害福祉情報サービスかながわ (<https://shougai.rakuraku.or.jp/>)

⇒「書式ライブラリ」

⇒「5. 横須賀市からのお知らせ」

⇒「4. 変更届・休止届・廃止届」

（2）提出期限

個別支援計画作成業務への配置後10日以内

※本事務連絡発出日以前に要件を満たしていた方については、令和5年9月29日（金）までに提出してください。

（3）留意事項

- ・OJT6ヵ月対象者として実践研修に申し込む場合は、指定権者への届出書類の写しを研修先へ提出する必要があります。写しを必ず保管してください。
- ・2人目サビ児管の配置に係る変更届を既に提出いただいている事業所においても、OJT6ヵ月対象者となる場合は、本届出書をご提出願います。
- ・実践研修の実施において、指定研修事業者の照会に応じて本届出の情報を提供する場合があります。

（4）届出提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市 民生局福祉こども部指導監査課 法人・障害担当

電話 046-822-8411

※横須賀市以外に所在する事業所においては、各指定権者へご提出となります。